

旧高浜発電所ガスタービン売却
仕様書

令和 8 年 1 0 月
群馬県企業局

1 件名

群馬県企業局旧高浜発電所 ガスタービン売却

2 売買物件

旧高浜発電所敷地内 ガスタービン設備

ガスタービン本体：1 基※

- ・ 航空機エンジン転用形・単純開放式 2 軸形
- ・ 型式：7LM2500-PE-MGSG05
- ・ 出力：17,500kW
- ・ 製造者：ゼネラルエレクトリック社
- ・ 重量：5t (5,000kg)

※詳細は別紙「諸元表」「高浜発電所ガスタービン運転時間及び運転回数について」「12 か月点検工事完成図書」「1 階平面図・敷地図」参照のこと。但し売買物件は売買契約時の現状有姿のまま引き渡すものとし、現品の性能や品質等の一切について群馬県が保証を行うものではない。

3 売買物件の引渡し・搬出作業

- (1) 売買物件は旧高浜発電所構内指定場所（群馬県高崎市高浜町 252 番地 1）にて引渡しを行う。
- (2) 売却代金は、売買契約締結後、群馬県が指定する期日までに口座に納入すること。
- (3) 売却代金が完納されたことを群馬県が確認した後、搬出作業開始前に売買物件の所有権が移転する。
- (4) 所有権の移転後、直ちに売買物件の引渡しを行う。
- (5) 売買契約成立後から引渡しまでの間、群馬県は善良なる管理者の注意をもって売却品の保管を行う。
- (6) 引渡し後、買受人は速やかに売買物件の搬出作業に着手し、遅くとも令和 9 年 3 月 12 日（金）までには搬出作業を完了すること。
- (7) 搬出作業は、群馬県の立ち会いの下に行うものとし、具体的な作業日程や行程は群馬県と協議の上で決定すること。
- (8) 売買物件の引渡しは、売却通知書を引渡箇所に提示し、双方立ち会いのうえ行い、引渡し後、物件受領書を引渡箇所に提出すること。
- (9) 現地からの売買物件の搬出作業方法等に関する要領書を作成し、現場作業着手前に群馬県の承認を得ること。
- (10) 売買物件の搬出作業にあたっては、関係法令や高浜クリーンセンターが定める

規定事項等を遵守すること。

- (11) 売買物件の搬出作業は、隣接する高浜クリーンセンターとも十分に調整の上行うこと。
- (12) 搬出作業に係る費用はすべて買受人の負担とする。
- (13) 売買物件の付属品（配管等）の範囲については、作業の中で群馬県と買受人の双方が確認の上、決定する。
- (14) 搬出作業に当たり発生した廃棄物は、買受人の責任において処分すること。
- (15) 売買物件搬出作業完了後の旧高浜発電所構内におけるエンクロージャー、基礎、配管等の原状回復は行わない。但し、作業に起因して通常想定し得る範囲を超えた建物等への損傷についてはこの限りでない。
- (16) 搬出作業において買受人の責により第三者に損害を与えた場合は、誠実に賠償に対応すること。
- (17) 天災又はその他やむを得ない事由により引渡し期限までに搬出作業を完了することが困難な場合には、遅滞なくその事由を申し出ること。
- (18) 搬出作業完了時は、群馬県と買受人の双方が立ち会いの下に現地確認を行うこと。

4 作業責任者の届出及び作業員の名簿等の提出

買受人は搬出作業開始前に、作業責任者について群馬県に提出し承認を受けること。また、作業員名簿及び作業車両の情報を群馬県に提出すること。

以上